

鎌倉市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の総合計画に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される方針を計画的かつ効果的に実施していくための具体的な事業概要を示すものをいう。

(計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(市政運営の基本方針)

第4条 市は、その事務を処理するに当たっては、基本構想に即して行うものとする。

(総合計画審議会)

第5条 市長の附属機関として、鎌倉市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。
- 3 審議会は、総合計画の策定その他その実施に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市教育委員会委員
 - (2) 市農業委員会委員
 - (3) 公共団体又は公共的団体の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 市民
- 6 委員の任期は、審議会の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

7 第5項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、市民等から意見を聴くものとする。

(策定過程における報告)

第8条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(議会の議決)

第9条 市長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(総合計画審議会条例の廃止)

2 鎌倉市総合計画審議会条例（昭和41年10月条例第23号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている第3次鎌倉市総合計画は、この条例の規定により策定された総合計画とみなす。

付 則（平成24年9月27日条例12）

この条例は、公布の日から施行する。